

山梨県地域 I C T 推進協議会会則

(名称)

第1条 本会は「山梨県地域 I C T 推進協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、山梨県における、民間企業、各種団体、地方公共団体等が、連携、協力し、I C T の利活用を推進することにより、活力に満ちた地域社会の実現及び住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) I C T 利活用に関する普及・啓発事業
- (2) I C T 利活用に関する調査・研究事業
- (3) I C T 利活用に対する支援事業
- (4) I C T 利活用に関する情報提供事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、普通会员と特別会員をもって構成する。

- 2 普通会员は、本会の目的に賛同する、民間企業、各種団体、地方公共団体等とする。
- 3 特別会員は、会長が本会の目的達成のために特に必要と認めたものとする。

(役員)

第5条 本会は、役員として、会長1名、副会長1名、運営委員若干名及び監事2名を置く。

- 2 役員は、総会において選任する。

(役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、本会の業務の推進にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

2 通常総会は、次の事項を審議する。

(1)事業計画及び収支予算

(2)事業報告及び収支決算

(3)会則の改正

(4)役員を選任

(5)その他協議会に関する重要な事項

3 臨時総会は、特に必要とする事項について審議する。

4 総会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は会長が指名する者が議長となる。

5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会)

第9条 本会に、運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって組織する。

3 監事は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

4 会長が必要と認めたとき、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 会長は、必要に応じ運営委員会を招集することができる。

6 運営委員会においては、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が欠席の場合は会長が指名する者が議長となる。

7 運営委員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会の役割)

第10条 運営委員会では、次の事項を審議する。

(1)総会に付すべき事項

(2)部会の設置に関する事項

(3)本会の業務に必要な事項

(4)その他必要と認める事項

(部会)

第11条 専門的分野の事項を検討するため、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会の設置、構成及び運営について必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

(会計年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第13条 本会の事業を遂行するために必要な経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、年額1口10,000円とし、2口以上とする。

3 特別会員は、会費を要しないものとする。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、山梨県企画県民部情報政策課に置く。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則 この会則は、平成7年4月26日より施行する。

附 則 この会則は、平成9年4月21日より施行する。

附 則 この会則は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 この会則は、平成24年5月8日より施行する。